

# 高知空港周辺における建物等設置の制限

空港周辺においては、一定の高さの建物を設置することは出来ません。

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

## 1. 水平表面

空港の標点（ARP）の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径3500mで描いた円周で囲まれた部分。  
（航空法第2条第8項）

## 2. 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

（航空法第2条第7項）

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

## 3. 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

（航空法第2条第9項）

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

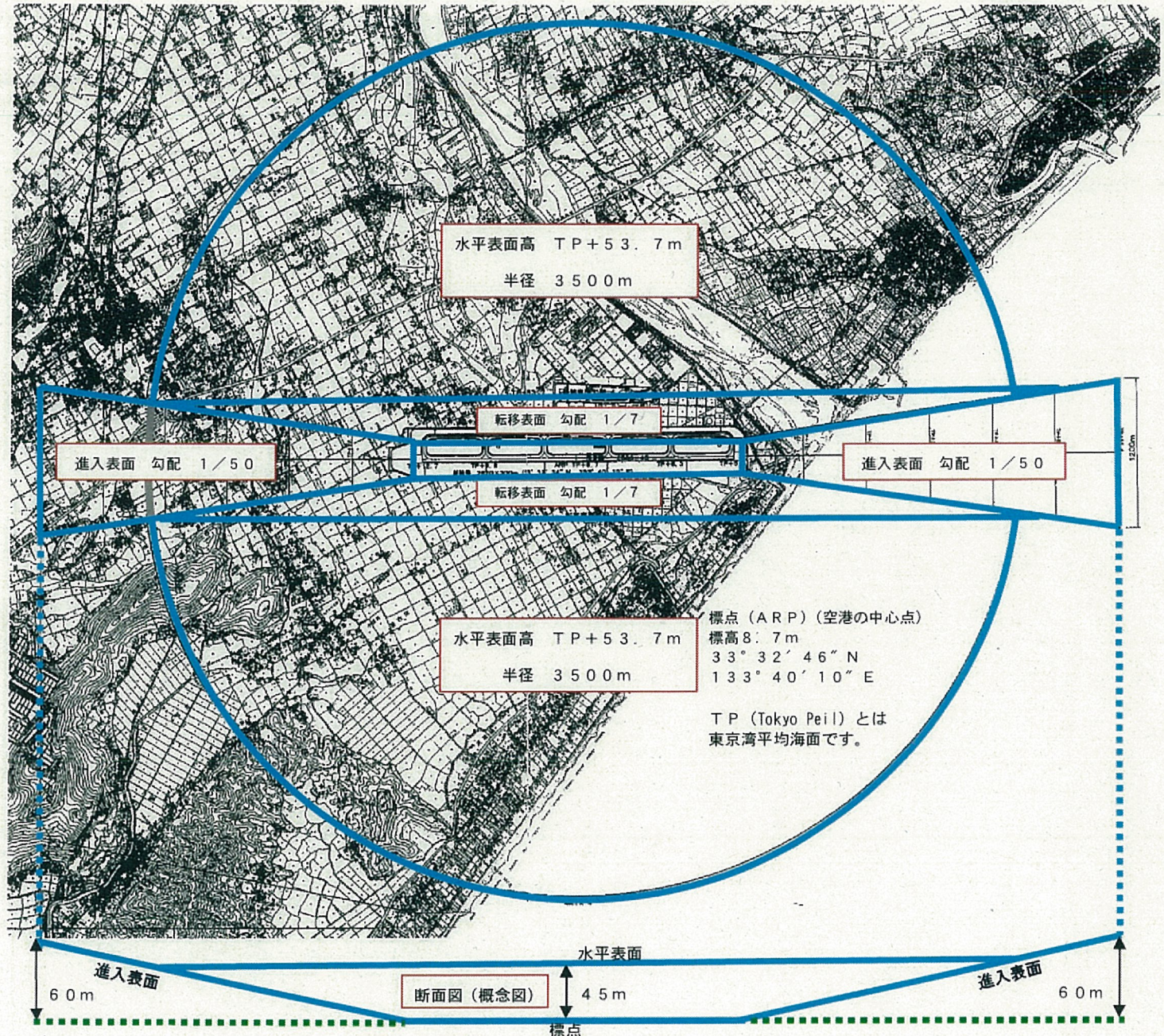
ただし、水平表面に係るもので「仮設物」「避雷設備」又は「地形又は既存物件との関係から航空機の安全を特に外害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面に出、これを設置することができます。（航空法49条、第56条の3）

※なお、詳細については高知空港事務所にご照会下さい。

電話：088-863-2621

（09:30～12:00及び13:00～17:00）

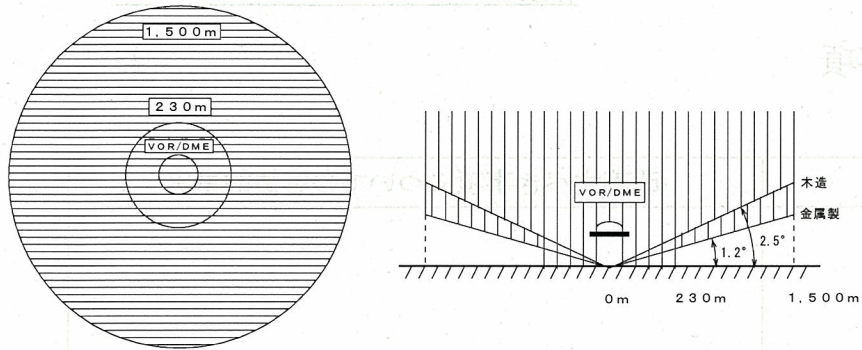
ただし、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の間）



# 建造物建設計画協議要請対象範囲図 (1)

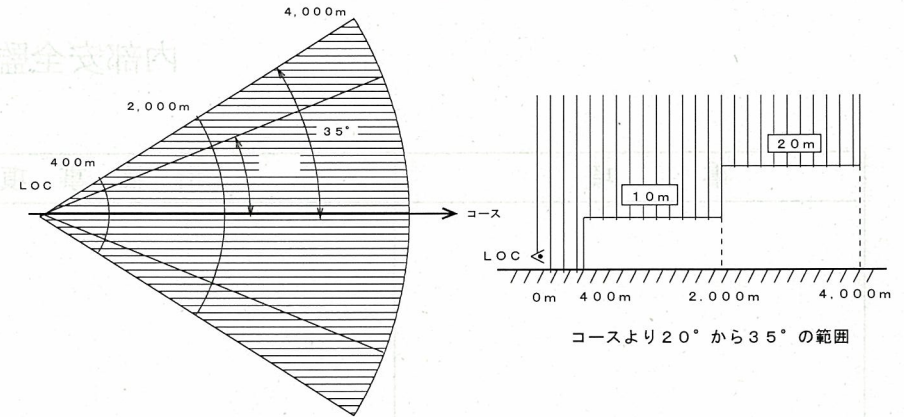
## 【1】VOR/DME

- (1) 230m以内に建設する全ての建造物  
 230m以遠、1,500m以内の建造物にあっては、空中線直下の地面から見て、金属製にあっては仰角1.2度以上、木造にあっては仰角2.5度以上のもの。



## 【2】ILS (LOC)

- (1) LOCのコース中心から左右20度以内、距離4,000m以内に建設する全ての建造物。  
 (2) LOCのコース中心から左右20度を越え35度以内で距離、  
 (ア) 400m以内に建設する全ての建造物。  
 (イ) 400m以遠、2,000m以内に建設する高さが10m以上の建造物。  
 (ウ) 2,000m以遠、4,000m以内に建設する高さが20m以上の建造物。



## 【3】ILS (GS)

- (1) コース中心から左右30度以内、距離1,000m以内の範囲に建設する全ての建造物。

